

1. 3 リスクアセスメントの徹底（関連：第4章）

リスクアセスメントは、労働災害発生の可能性を推測し、事前的な安全衛生対策を実施し、労働災害を未然に防止しようとする「リスクベースド・アプローチ」である。改正労働安全衛生法（平成18年4月1日から施行）により、事業者に対して「リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減措置の実施」が努力義務化され、リスクアセスメントの実施が総括安全衛生管理者の責任の基に行われ、安全衛生委員会での審議事項となった。すなわち、経営トップの責任において実施されることとなった。（安衛法第28条の2）

リスクアセスメントは、化学会社と協力会社が連携協力して実施するとともに、リスクに関する情報を互いに共有することがポイントである。工事開始に当たり、化学会社はプラント全体に係るリスクアセスメントを着実に実施して、リスク低減措置を講じるとともに、残留リスクに関する情報をきちんと整理して、協力会社に対して確実な方法で提供する必要がある。

危険性に係る情報を協力会社等に知らせる方法と平均災害発生率（年千人率）との関係においても、情報提供を文書で行うとともに工事開始前に現場で工事内容を確認することにより、災害発生が少なくなっている（図1.3参照）。

協力会社は、提供されたリスク情報（残留リスクを含む。）を基に、工事施工方法のリスクアセスメントを行い、作業手順、防護措置、教育・訓練等に関するリスク低減措置を実施し、KY活動と連動して事故・災害の防止に努める。

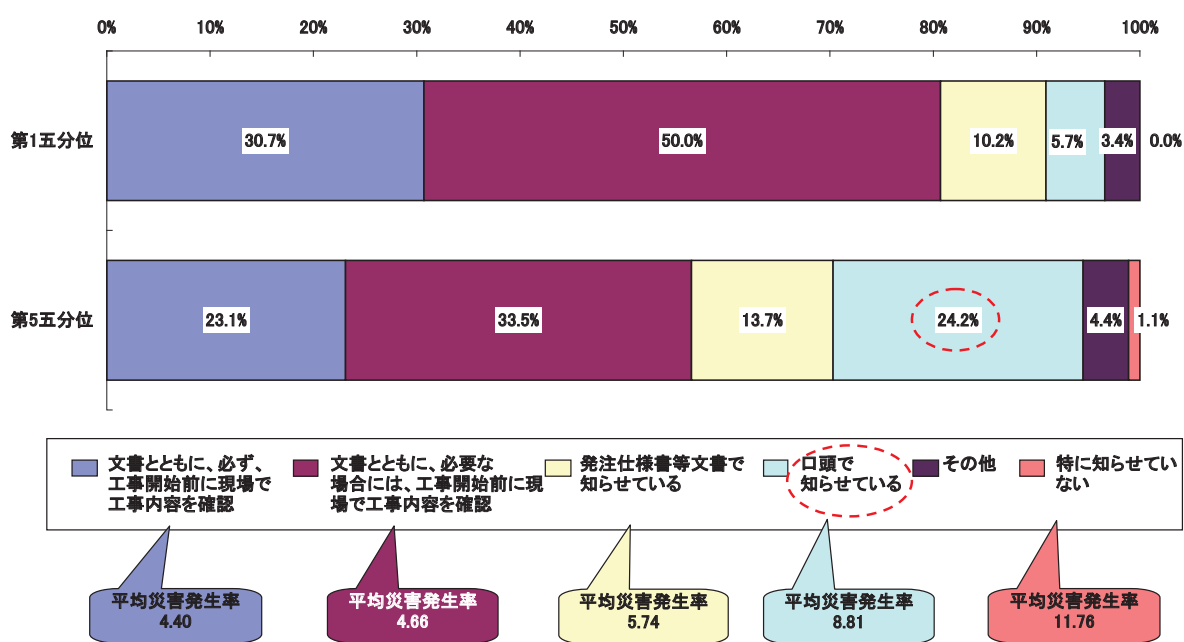


図1.3 危険性に係る情報を協力会社に知らせる方法と平均災害発生率

(注) 第1五分位とは、調査事業場のうち、災害発生率が低い上位20%の事業場の集団
 第5五分位とは、調査事業場のうち、災害発生率が高い下位20%の事業場の集団
 以下、図1.5、図1.7、図1.9に同じ。

表1.4 リスクアセスメントの実施例

化学会社	協力会社
①工事安全措置を決定するためリスクを評価し受け入れ可能か否かを評価し、リスク低減措置を講じる。 ②残留リスクに関する情報と警告を、請負側に伝え、化学会社・元請事業者・関係請負人で情報を共有する。	①工事施工方法についてリスクを評価し受け入れ可能か否かを評価し、リスク低減措置を講じる。 ②残留リスクに対する措置実施 安全作業手順、作業許可システム、個人的防護措置、訓練 等 ③日常安全管理の徹底 KY活動 等
リスク情報を共有し、お互いが共通の基盤に立てる。	

事故災害発生後、経営トップの結果責任が問われるのはもちろんのことであるが、最近、事前にリスクアセスメントをどのように行ったかが問われている。すなわち「社会的に許容される安全領域に至るまでのリスク低減を、ここまで実行している」と説明できることが、社会に対する事業者としての説明責任を果たすことになる。

米国の PL 訴訟では、裁判所が最初に請求する資料はリスクアセスメントで、事前の準備が正当に行われているかが判断されている。



1. 4 「人的資源・設備資源」の配分と教育（関連：第2章、第7章）

協力会社を含めた安全衛生管理体制の確立、設備の適切な更新・維持管理は、「人的資源・設備資源」の配分という経営判断そのものである。

安全衛生に投入する人的資源、予算の配分や教育計画を充実させている事業場ほど労働災害が減少しているといった相関関係は、次に示すデータからもうかがえる。

- (1) 安全衛生管理部署のスタッフ充足状況に係る総括安全衛生管理者の認識と平均災害発生率（年千人率）との関係について、安全衛生スタッフが不足している事業所では、十分である事業所の2倍の災害発生率である（図1. 5参照）。

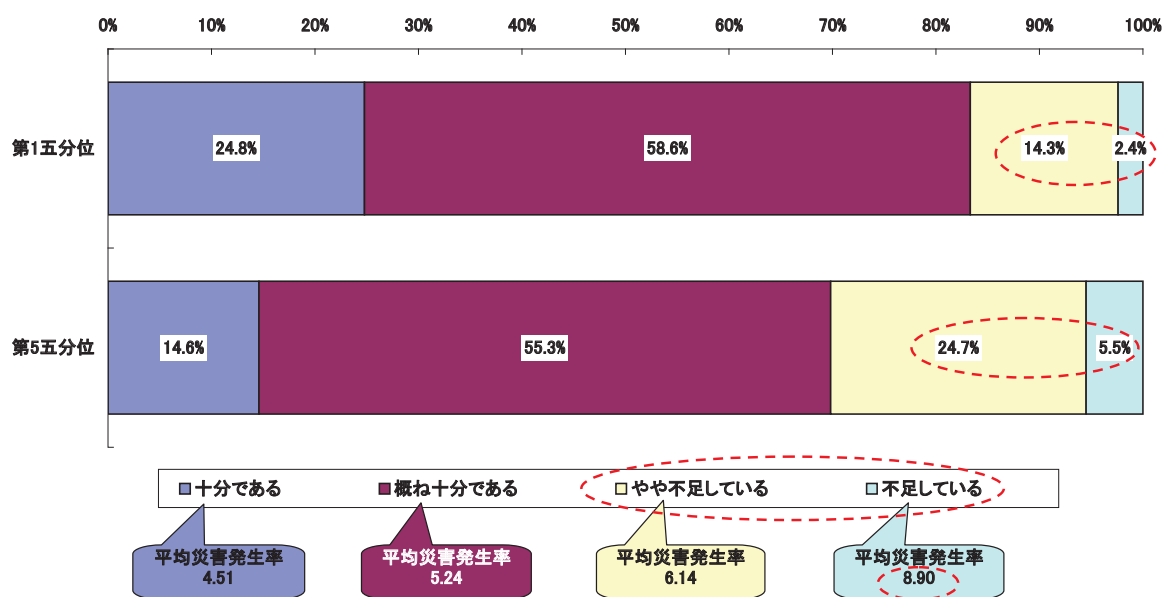


図1. 5 安全担当部署スタッフの充足状況に係る総括安全衛生管理者の認識と平均災害発生率

- (2) また、安全衛生管理に必要な予算の充足状況に係る総括安全衛生管理者の認識と平均災害発生率（年千人率）との関係について、安全衛生予算の不足事業所と十分である事業所とでは、災害発生率に2倍の違いがある（図1. 6参照）。

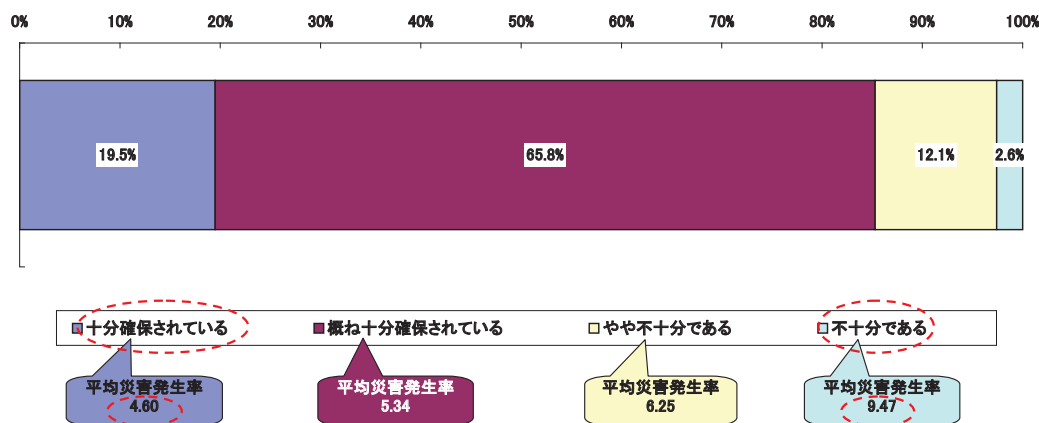


図1. 6 安全担当部署の予算充足状況に係る総括安全衛生管理者の認識と平均災害発生率